

大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項

平成 元年 2 月 13 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 5 年 2 月 9 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 13 年 3 月 20 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 13 年 3 月 20 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 17 年 1 月 27 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正

1. 対象者

大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により登録された者

2. 実施時期

健康診断は、管理区域に初めて立ち入る前と立ち入った後は、3の表の中欄に掲げる 期間を超えない期間毎に1回行う。

3. 方法及び項目

健康診断は次表の左欄に掲げる部位について、問診（①の調査及び評価のみ）及び検査又は問診の方法により行う。

部 位 ・ 項 目	期 間	備 考
①被ばくの歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、線量、放射線障害の有無、自覚症状の有無、被ばくの状況、その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価	6 か月	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 2 号第 6 号の規定による。 電離放射線障害防止規則第 5 6 条第 1 項の規定による。 ※医師が必要でないと認めるときは、②から⑤に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
②白血球数及び白血球百分率の検査		
③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査		
④白内障に関する眼の検査		
⑤皮膚の検査		

4. 緊急時の健康診断

放射線施設に立ち入る者は、当該施設の主任者が緊急に健康診断を受ける事態（次表 参照）が生じたと認めて指示したときは、速やかに健康診断を受けなければならない。

1. 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
2. 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
3. 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
4. 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

5. 記録及び通知

健康診断の結果は、所属部局長が記録するとともに本人に通知する。